

令和元年 6 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和元年 6 月 25 日（火曜日）

令和元年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年6月25日(火曜日) 午前9時00分～午前10時55分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎
 事務局主幹 戸島 和則
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第81号 農業振興地域整備計画の変更に係る許可申請について

議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第83号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の活動計画等の決定について

議案第84号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和元年6月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。9番、松山委員から欠席の届けがありました。
よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、8番の田淵委員と10番の徳留委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は3件でしたが、受付番号1番については、令和元年6月24日付けで譲受
人・譲渡人の連名で、取り下げ願が提出されました。よって、本日の許可申請は4件と
いたします。です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： ただ今、会長よりありましたとおり、取り下げが1件ございますので、農地法第3
条の許可申請は、所有権移転に関するものが4件であります。それでは、議案書をもと
に説明します。2ページをお開きください。3ページの集計表については、取り下げ後
のものを、本日、差し替え資料としてお配りしておりますので、差し替え資料の1ペー
ジをご覧ください。

(議案第79号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

11番： 11番、後藤です。6月17日に譲受人である〇〇さんの奥さんである〇〇さんと、大
内山委員の3名で現地調査を行いました。現地は、〇〇の〇〇にある〇〇の手前を山側
に150mほど上ったところにありました。きれいに耕耘されており、畦も草払いがされ
ていました。当該地は50年ほど前に譲渡人と譲受人の義父との間で売買契約が成立し
ていたが、登記簿の名義変更がされていなかったため、今回の申請になったところ
です。現在も義父の親族が耕作を行っており、今回の所有権移転の申請は何ら問題ない
と考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見

などありましたら、出していただきたいと思います。

1 2 番： はい。

会 長： 横原委員。

1 2 番： この売買価格の 10 a 当たり〇〇円というのは、売買された当時の価格ですか。

1 1 番： これは、買った当時の価格です。

事務局： はい。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： ただ今、後藤委員からありましたとおり、売買が成立した当時の価格となっており、現在は基盤整備もされておりますが、当時は中山間地域にある狭小地であったことから、金額的には妥当ではないかと思われま。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 79 号、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 79 号、受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 79 号、受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 79 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 担当委員の松山委員が本日、欠席となっておりますので、私の方で報告させていただきます。6 月 20 日に現地調査を行いました。当地は現在、早期水稻が植え付けられておりました。調査の意見としまして、譲受人は〇〇に夏は水稻、W C S、冬場はブロッコリーなど園芸等を手広く営農されており、当該地についても、個人間で賃貸契約をし、水稻、ブロッコリーを作付けされています。譲渡人については、高齢により営農できないということで、現在耕作されている譲受人に売買の話があり、今回の移転の運びとなりました、譲受人は今後も地域の農地利用に協力して営農されるとのことで、何ら問

題はないと思われます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

議長： ご意見ございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 79 号、受付番号 3 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 79 号、受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第 79 号、受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 79 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： はい。

議長： 徳留委員どうぞ。

10 番： 徳留です。6 月 19 日、私と推進委員の野村さん、〇〇さんの立会いの下、調査をしました。現地は、〇〇の東側 250m くらいの〇〇にあります。現地の状況は、きれいに耕耘されており、隣接する田もよく管理されていました。現地は、十数年前に売買契約が成立していたが、未相続農地となっていました、今回、相続により譲渡人に名義変更したことにより、今回の申請となったところである。譲受人については、母と休日は姉また母の弟さんを含め、協力して農業を営んでおり、今後も地域の農地の利用調整に協力する意向もあり、今回の権利取得により周辺の農地に支障はないものとする。それと 10a 当たり〇〇円となっておりますが、20 年近く経っており、金額についても曖昧であったが、当時はこれぐらいではなかったのでは言われました。ですから、800 ㎡程度ですので、約〇〇円支払われた計算になります。以上です。

議長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

野村推進委員： はい。

会 長： 野村推進委員どうぞ。

野村推進委員： 10 ページの資料の譲受人の経営面積ですが、2 段書きとなっているのには理由があるのですか。

事務局： はい。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： 譲受人のご家族の経営面積は 9,096 m²でございます。9,096 m²については、譲受人の父である〇〇氏が経営移譲年金を受給されるために、〇〇氏に移譲されております。ですから、〇〇家の経営面積は 9,096 m²でございます。〇〇氏の経営面積は 2,058 m²を記載しております。

野村推進委員： ということは、9,096 m²は〇〇家の経営面積ということによろしいのでしょうか。

事務局： はい。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： おっしゃるとおりです。譲受人のご家族の経営面積は 9,096 m²でございます。うち 2,058 m²については、譲受人本人の経営面積です。

6 番： はい。この件に関して、本人にも確認しましたが、譲渡人から無償譲渡でとの話しがあったそうですが、それでは、ということになり、双方で話しをした結果、この金額になったところです。

議 長： よろしいですか。
他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 79 号、受付番号 4 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 79 号、受付番号 4 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 79 号、受付番号 5 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12 ページをお開きください。

(議案第 79 号 受付番号 5 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。2番、富田です。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： 現地は、〇〇より 200m ほど入った、〇〇の真ん中あたりにあります。昨年、ご本人さんが購入された宅地に裏側になります。譲渡人は〇〇に居住しており、帰郷し農業を営むこともないということで農地の処分を考えていたところ、〇〇氏への売買の話があり、譲渡人との合意により〇〇氏が買い受けることになったところである。〇〇氏本人は営農を営んでおり、当該地にも野菜を作付けするなど今後も農業を営んでいくとのことです。売買価格についても、〇〇円となっておりますが、周辺の農家にも確認しましたら、この周辺が〇〇円から〇〇円であるとのことでした。3条申請に何ら問題はないと思われま

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思

議 長： ご意見等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 79 号、受付番号 5 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 79 号、受付番号 5 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 80 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 2 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 14 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 80 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 徳留委員どうぞ。

10番： 10番徳留です。6月19日に私と溝田委員、橋口会長、田淵委員、野村推進委員、事務局2名と〇〇さん立ち合いの下、現地調査をしました。現地は、〇〇の南側にあります。東北西側は宅地となっており、南側が〇〇です。現地の状況は、周辺が宅地化されているため、ここ数年、耕作されず荒れている状況でした。調査の意見としまして、申請人は現在、〇〇に居住しており、親が高齢のために近くに一般住宅を建てたいのとのことである。申請地の周辺は宅地化されており、また、隣接する農地もないことから、特に問題はないものと思います。

議 長： ありがとうございました。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

2 番： 富田ですが、一点だけ。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： 申請書には年齢が記載されておりませんが、両親が高齢のためとあります。帰郷されて、ここに住まわれるということですか。

10番： そうです。

2 番： 分かりました。人口が増えるということは良いことです。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第80号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第80号、受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： それでは、次に議案第80号、受付番号2番について事務局より説明を求めます。

事務局： 25ページをお開きください。

(議案第80号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 2 番： 6月19日に会長、横原委員、溝田委員、田淵委員、事務局2名、瀬戸山推進委員と申請者側から行政書士の方が1名で調査を行いました。申請地は、〇〇の〇〇と〇〇のほぼ中間の〇〇にあり、昨年まで畜産農家が牧草を作付けしていたが、今回の話があり、今年度は作付けされておられません、周辺農地も4、5年前から風力、ソーラー発電施設の話があり、ほとんど耕作されず遊休化しております。調査の意見としまして、譲渡人は高齢であり後継者もなく、また、土地取得後も一度も耕作したことがなく、ほとんど小作に出しており、今後も耕作する意思もないことから、許可はやむを得ないものと考えます。審議をよろしくお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 28ページの配置図でございますが、当初提出いただいたものが縮小されており、見にくかったため、本日、お配りしたものでご覧いただきたいと思えます。

議 長： ご意見ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第80号、受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第80号、受付番号2番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第81号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、38ページをお開きください。議案第81号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については2件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第81号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 松山委員の担当区ですが、欠席ですので、事務局の方で調査報告を読み上げさせていただきます。現地の現状は水田ではありますが、現在は何も耕作されていないことです。調査の意見としまして、周辺の耕作地もなくアンテナが建っても問題はないものと思われまます。以上が調査報告となっております。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 今回、農業振興地域整備計画の変更申請で水田の農振除外となっておりますが、農地転用については電気通信事業でございますので、転用の申請はございません。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 81 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 81 号、受付番号 1 番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に議案第 81 号、受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 52 ページをお開きください。

(51 ページ 議案第 81 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

12番： 12番横原です。6月19日に私、吉永委員、溝田委員、田淵委員、吉田推進委員、事務局と申請人の〇〇の〇〇氏立会いの下、現地調査を行いました。現地は〇〇から東へ約150mのところであり、すでに一部造成がされておりました。調査の意見としまして、〇〇は繁殖牛を飼育しており、今後も規模拡大をする計画で、〇〇であります。今回の申請地の近くには人家もなく何ら問題はなく、資金も〇〇を活用するとのことで問題は

ないと思われます。皆さんの審議をお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ○○については、農業振興地域の用途区分変更となっております。今後の予定としましては、用途区分変更後は農地法第5条の許可申請が提出される予定となっております。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第81号、受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第81号、受付番号2番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に議案第82号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 61ページの議案第82号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第82号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくおひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ございませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第82号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 82 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に議案第 83 号、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の活動計画等の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 本日お配りしました、差し替え資料の 2 ページの議案第 83 号の議案書をご覧ください。

(議案第 83 号 議案書をもとに資料の朗読及び説明)

農業委員会は、毎年度、活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており提案するものであります。詳細については、担当の方から説明いたします。

事務局： 先ほど、局長より説明がありましたとおり、農業委員会は、毎年度、活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の案を検討することとなっており、また、それらを市町村のホームページなどで公表し、地域の農業者から意見・要望等を募集することとなっております。寄せられた意見・要望を踏まえまして、毎年度 6 月末までに前年度の活動に対する点検・評価結果と今年度の活動計画を地方農政局に報告いたします。

(平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の資料に基づき説明)

議 長： これより、質疑に入ります。事務局からの平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する説明について、ご意見のある方は挙手をお願いします。
推進委員の皆さんからもご意見を聞くこととなっておりますが、ご意見ご質問などありませんか。事務局からの説明について、ご意見のある方は挙手を願います。

議 長： ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、引き続き、令和元年度の活動計画について説明をお願いします。

事務局： (令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の資料に基づき説明)

議 長： これより、質疑に入ります。事務局からの令和元年度の活動計画に関する説明について、ご意見のある方は挙手をお願いします。
推進委員からもご意見などありませんか。

1 2 番： はい。横原です。

事務局： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 12 番、横原ですが、12 ページの担い手への農地の利用集積・集約化の中で、令和元年度の新規集積面積が 26ha となっておりますが、本町ではもう山の中かそこらしか

いわけですが、それでもこの面積を確保するということですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほどご説明させていただきましたが、国からの集積目標面積が42haと示されております。この根拠は分かりませんが、目標を示されている以上、少しでも目標に近づけなければならないと考えております。

2 番： はい。

議長： 富田委員どうぞ。

2 番： 2番、富田です。遊休農地再生耕作謝金ですが、遊休農地を畑とかに再生させたら謝金が出るということですが、現在、10a当たり〇〇円でしたかね、その金額ではどうにもならないと。荒廃しているところは相当あれているところもあり、〇〇円では採算が合わないという声も聞きます。ですから、この〇〇円について、もう少しどうにかならぬものかと思えます。先般も農家の意向調査に回った時にも、高齢者から荒れているということも多く聞きました。これは要望ですが、その点を踏まえて、検討した頂ければ。そうすれば、条件が良ければ担い手でも借りられる方も出てくるのではと考えます。特に国営や県営で開発した農地が荒廃しつつあるところが多々あります。今後も、ますます増えていくと思えますので、是非、検討していただければ。

5 番： はい。

議長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： 農業経営に関するアンケートということで昨年実施しましたが、今年は、踏み込んだ内容の調査をすることを聞いておりますが、前回よりも踏み込んだ内容の調査になると、活動内容も若干、違ってくるのではないか思われます。そのあたりはどのようなものか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。昨年度、実施していただいた経営に関する調査ですが、本年度は、まず、貸し出し希望農家について、訪問する計画でございます。貸し出し希望農家については、農家台帳の写しに基づいて、どこの農地をどれくらいで貸したいなど詳細な内容になっていくのではないかと考えております。県内、どこの市町村も活動を始めているところがございますので、近隣市町村や農業会議等と連携しながら、どのように進めるのかお示ししたいと考えております。昨年度よりは詳細な調査になり、踏み込んだ内容の調査になるとは思いますが、先ほどご説明しましたとおり、農地中間管理事業へ結び付けていくための調査になるのではないかと考えております。

議長： よろしいですか。

借り手のいない農地をその借り手を探すわけですから、非常に厳しいと思えますが、

よろしく申し上げます。

議長： 他にございませんか。

持留推進委員： はい。

議長： 持留推進委員どうぞ。

持留推進委員： 農地状況調査で毎年、回りますが、私の担当は〇〇の周辺ですが、遊休農地が非常に多くなっており、再三、話し合いで解消に向けて、草払いや耕耘など、どうにかできないだろうかと話しはするのですが、土地所有者の意識も非常に低く、町外にいらっしゃる方はなおですが、町の取り組みとして放棄地をシルバーにお願いして耕耘だけでもしていただくとか、他の耕作されている方や地域住民も迷惑をしていることもありますので、制度と言ってはなんです、そのような取り組みはできないものかとも思います。水土里サークルで草払いをされている地域もありますが、皆さんが担当されているところにもたくさんあると思います。委員として調査をしても、ここも荒れてきているというのを見ますと、ここ2・3年、4・5年で非常にたくさん出てくる話なので、先ほど富田委員が言われた耕作をしていただける方はいいのですが、魅力ある圃場ではないということにもなったりしますので、経済課、農業委員会でそのような制度の立ち上げをしていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 持留委員がおっしゃるとおりではございますが、基本的には所有者が管理をしていただくものだと考えます。その中で、13ページでもご説明しましたとおり、地域の組織での解消がいわゆる水土里サークル、多面的機能支払交付金など様々化交付金を活用して取り組んでいらっしゃる組織で管理していただくことになっているところでございます。町でそのような組織、予算を組むということになりますと、多方面での協議が必要になりますので、今ここで回答というよりは、組織の活動を含めたうえで検討させていただきたいと思います。

持留推進委員： 分かりました。

議長： これが一番課題となっていることだと思っておりますが、富田委員が言われますように、国営なり県営で開発したところだけでも、何とか地域で解消できないものか、所有者への通知とかそのようなことを含めて管理体制というものを考えていかなければならないのかと思ったりもします。農業新聞でも委員会独自での解消事例も掲載されておりますが、様々な支援をいただきながら進めていらっしゃると考えられます。農業委員会としても耕作者や所有者に荒らさないようにとお願いするしかないのか、皆さんで良い知恵を出し合って取り組んでいかなければならない状態なのではないかと思っておりますので、今後、地域でも話し合いを進めていただきたいと思います。

議長： 他にございませんか。
(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 83 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり決定いたします。

議長： 次に議案第 84 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 差し替え資料の 15 ページの議案第 84 号の議案書をご覧ください。

(議案第 84 号 議案書をもとに資料の朗読及び説明)

15 ページをご覧くださいと思います。農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

(方針、理由説明)

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 空き家バンク等に登録された 0.1a については、昨年度の 6 月定例総会で承認いただき、決定されたところであります。今年の 2 月号の町報にも掲載させていただいております。

議長： ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 84 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 84 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 先ほど、農地バンクの話をさせていただきましたが、お配りしております「農地バンクが変わります」の冊子をお開きください。

(冊子の内容説明)

事務局： 続けてではございますが。よろしいでしょうか。

議 長： はい。

事務局： ①行事予定について
②その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年6月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員